

(別紙)

1. レコチョクとして、今回和解の提案を行ったのは、レコチョクがシンクパワーを相手方とする仮処分の申立てから起算して 6 年が経過した状況の中、さらにシンクパワーを原告、ソケット及びレコチョクを被告とする訴訟手続が継続することが確定的となり、その終局が見通せない中、自身のビジネスに対する悪影響が生じることを避けるためである。なお、シンクパワーが 2024 年 5 月に提出した、元ソケット役員石川鉄男氏がその保有する IP アドレスからシンクパワー API にアクセスしたログ（ソケットはそのアクセスを認めた。）につき、レコチョクはそのアクセスを知らなかったものである。
2. レコチョクとしては、シンクパワーから提出された誤字や表現が同一である等の証拠については深刻に受け止めていたものの、ソケットが開発したという同期歌詞データ自動生成システムについて、レコチョクとして、技術的な観点から検討する手段を有していないことから正確な確認はできず、ソケットの説明を信用したことを認める。
3. ソケットが 2018 年 10 月 17 日にマスメディアを含む関係者向けに開催した同期歌詞データ自動生成システムについての説明会は、あくまでソケットが主体として開催したものであり、レコチョクは全く関与していない。
4. ソケットが原告となった裁判（東京地方裁判所 事件番号：平成 30 年（ワ）第 35218 号）の第 4 回弁論準備手続期日（平成 31 年 3 月 1 日）において、シンクパワーは裁判所から、ソケットが前同期日（同年 2 月 1 日）に裁判所から受けた和解勧告につき、「レコチョクから和解不可と言われたことを理由に和解勧告に応じなかった」との説明を受けたとのことであるが、これは事実と異なる。レコチョクは、ソケットに対し、「当該裁判はレコチョクが主体ではないので、ソケットに判断は任せると返答した」のみである。
5. 2018 年 5 月 25 日付けレコチョクによる仮処分命令申立事件の証拠「疎甲 11」として提出された当時のレコチョク常務執行役山崎浩司による陳述書は、レコチョクとして技術的な観点から正確な確認はできず、ソケットの説明を信頼し提出したものであることを認める。

以上